



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 大企業の税務戦略公表に関するガイダンス草案

英国歳入税関庁(HM Revenue and Customs:以下「HMRC」)は第二次財政法案(Finance (No. 2) Bill) Clause 149 および Schedule 19 に規定されている、大企業の税務戦略公表義務に関するハイレベルなガイダンスを公表した。本ガイダンスでは以下について説明されている。

- 税務戦略公表が必要となる基準
- 税務戦略への記載事項
- ペナルティが課される場合(および免除となる場合)
- 不服申し立てについて

詳細については[英国大使館のウェブサイト](#)(英語)を参照のこと。

本ガイダンスでは最初の税務戦略を、2016年財政法案への女王の裁可(Royal Assent)受領後に開始する最初の事業年度の末日より前に、その後は前回の戦略公表日から15カ月以内に毎年公表しなくてはならないことが明確化されている。

2. 「重要な支配者」名簿の申告義務化

2016年4月6日以降、英国の法人(company)および有限責任事業組合(Limited Liability Partnership:以下「LLP」)は重要な支配者(People

with Significant Control)の名簿を保管しなければならないことが義務化されている。この名簿は、取締役や組合員・構成員の名簿などそれ以前に保管が求められていた名簿に加えて保管するもので、法人・LLPを所有または支配する個人についての情報(名前、誕生年月、国籍および保有持分の詳細等)について記載しなければならない。2016年6月30日からは、英国法人(上場企業を除く)およびLLPは、企業登記局(Companies House)への年次報告書(annual statement)提出の際にこれらの情報も申告しなければならない。重要な支配力を有する個人とは、法人・LLPの25%超の株式または議決権を有する者、もしくは取締役会の過半数を選任する権限を有する者をいう。本ガイダンスの詳細については[英国大使館のウェブサイト](#)(英語)を参照のこと。

3. 簡易裁判所判決: 駐車違反の罰金は控除不可

簡易裁判所(First-tier Tribunal)は現金の回収・輸送を行う装甲車への駐車違反罰金に関する納税者の訴えを棄却した。簡易裁判所は、当該罰金の支払いは支出または費用であるが、その全額が事業を目的として支払われたわけではなく、また事業に関係する損失でもないとした。訴えを起こしていた企業は、職員の安全を期すため、たとえ罰金が発生しても車両を搬入地点からなるべく近い場所に駐車する必要があったと訴えていたが、簡易裁判所は「駐

車違反罰金はもっぱら安全対策を理由に発生するものであり、それを負わずに事業を行うことは不可能であるという納税者の訴えは認められない」という判断を下した。

4. VATに関する控訴裁判所判決:納税者は不正が行われていたことを知るべき立場にあった

控訴裁判所(Court of Appeal)は、Davis & Dann Ltd および Precis (1080) Ltd(以下「控訴人」)が関与した Gillette のカミソリの「灰色市場¹」での取引について、控訴人は当該取引が VAT 詐欺に関係していたことを知るべき立場にあったとする HMRC の判断を支持した。本件は、控除申請した 400 万ポンド超の仕入付加価値税を HMRC が否認したことを受けて控訴人が不服を申し立てたことから始まった訴訟である。

簡易裁判所は、「これら取引をめぐる証拠を全体として見ると、取引状況に関する唯一妥当な説明はそれら取引が不正に関係していたとする説明であり、控訴人はそのことを知るべき立場にあった」という判決を下した。これに対し、上級裁判所(Upper Tribunal)は、争点となっている取引をめぐる一部状況は、控訴人が不正を知るべき立場にあったことを裏付けるものかもしれないが、「取引条件が当該市場で通常行われているものとおおむね合致している場合は、たとえ不正を疑わせる要素が当該取引にあったとしても、唯一妥当な説明はそれら取引が不正に関係していたとする説明であると言うことはできない」とし、HMRC の課税判断を支持した簡易審判所判決を覆していた。

今般、控訴裁判所は、上級裁判所が当該取引の個々の要素に注目するのは誤りであり、当該取引が不正に関係していたことを示唆するとして HMRC が挙げた警告(連続して売買目的でない物品に対する購入・販売の申出がなされたこと等)がほとんど検討されていないという判断を下した。この判決は、企業が、「通常」の取引を行っている外観を有していたとしても、不正と関係している可能性を示す状況(経済的実態を反映しない取引等)がある場合には、慎重になる必要があることを示している。

1 灰色市場とは、通常認可されている販売市場以外で長年物品が販売されている市場を言う。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

e mail: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。